

## 福岡市企業立地促進条例施行規則取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市企業立地促進条例施行規則(平成24年福岡市規則第77号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定申請時の添付書類：規則第5条関係)

第2条 立地交付金の交付を受けようとする者は、福岡市立地交付金交付対象事業認定申請書を提出する際に、規則第5条第2項に規定する「市長が必要と認める書類」として、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)立地交付金の交付を受けようとする者の企業に関する資本金、業種及び業務内容等の基本事項を確認するための書類で、下記に定めるもの

ア 定款

イ 法人の登記事項証明書

ウ 会社案内又はこれに代わるもの

(2)立地交付金の交付を受けようとする者の企業に関する経営状況及び交付対象事業の実行能力の有無を確認するための書類で、下記に定めるもの

ア 福岡市税を滞納していないことを証する書類(福岡市内に本社、支店等がない場合は、本社所在地の市町村税に係る徴収金に滞納がないことを証明するもの)

イ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等)の直近2カ年分

2 前項の規定に関わらず、立地交付金を受けようとする者が本市に対して、前項各号に定める書類を提出していた場合は、その書類をもって前項に定める提出に代えることが出来るものとする。この場合において、本市は、情報セキュリティに関する規則に基づきその書類の利用手続きを行うものとする。

### (認定審査：規則第6条関係)

第3条 規則第6条第4号に規定する「維持されることが見込まれること」は、認定申請を行った者の経営状況、交付対象事業の実行能力の有無、資金計画等が適当と判断されるときに該当することとする。

2 前項の判断にあたり、立地交付金の額が概ね800万円を超えるものについては、専門家等の意見を求め、必要に応じて金融機関からの情報提供を求めるものとする。

### (所有型企业立地における新設等を実施する日までの期間の延長：規則第6条関係)

第4条 規則第6条第3号に規定する「その他市長が特に認める場合」とは、経済社会情勢の急激な悪化により新設等の実施を市が指定する期間内に達成できない場合においても当該事業計画の達成が本市にとって有益であると、市長が認める場合をいう。

2 前項の規定により期間の延長を認める場合は、3年を上限として1回に限り認める

ものとする。

(交付対象事業の実施確認の申請：規則第 10 条関係)

第 5 条 規則第 10 条第 2 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる書類については、交付対象事業の認定の申請時から記載内容に変更がある場合に限り添付を求めるものとする。

(交付の申請に係る添付書類：規則第 11 条関係)

第 6 条 立地交付金の交付申請を行う認定事業者は、福岡市立地交付金交付申請書を提出する際に、規則第 11 条第 3 項に規定する「その他市長が必要と認める書類」として、経営状況及び交付対象事業の実行能力の有無を確認するために次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき認定申請時に提出した以降から直近までの財務諸表（貸借対照表，損益計算書，利益処分計算書）

(交付決定に係る審査：規則第 12 条関係)

第 7 条 規則第 12 条第 1 項に規定する「当該申請に係る新設等が立地交付金を交付すべきものであると認めるとき」とは、交付の申請を行った者の経営状況，交付対象事業の実行能力の有無，資金計画等が適当と判断されたときとする。

2 前項の判断にあたり、立地交付金の額が概ね 800 万円を超えるものについては、専門家等の意見を求め、必要に応じて金融機関からの情報提供を求めるものとする。

(交付決定時の債務負担行為：規則第 12 条関係)

第 8 条 規則第 12 条第 1 項に基づき立地交付金の決定を行った場合で、同条第 2 項に基づき立地交付金を分割して交付する場合については、債務負担行為を行うものとする。

(交付方法：規則第 12 条関係)

第 9 条 規則第 12 条第 2 項に規定する立地交付金を分割して交付することができる場合は、規則別表第 2 及び第 3 に定める立地交付金の額が 1 億円を超える場合とする。

2 前項の分割交付を行う場合の期間については、財政局（アイランドシティ及び香椎パークポートにおいて本市又は博多港開発株式会社から取得した土地に係る立地交付金を交付する場合にあっては、財政局及び港湾局）と協議のうえ決定するものとする。

(交付決定の取消：規則第 14 条関係)

第 10 条 規則第 14 条第 2 項及び第 3 項に該当するものとして交付決定を取消す場合にあっては、取消額の算出は次の各号に定めるところによる。

(1) 所有型企业立地において一括交付する場合

別表 2 により算出した交付決定額に、規則第 13 条に定める継続義務年数から規則第 14 条第 2 項及び第 3 項各号の取消し事由に該当するまでの期間（取消し事由に該当するまでの期間に 1 年未満の端数が生じた場合には切り捨てる。以下、同じ）を引いた年数を継続義務年数で除して得た割合を乗じた額を取り消すものとし、その取消額の返還を命じるものとする。

(2) 所有型企业立地において分割交付する場合

別表 2 により算出した交付決定額に、規則第 13 条に定める継続義務年数から規則第 14 条第 2 項及び第 3 項各号の取消し事由に該当するまでの期間を引いた年数を継続義務年数で除して得た割合を乗じた額を取り消すものとし、その取消額の返還を命じるものとする。ただし、交付決定の一部を取り消す際に、交付決定額のうち交付対象者に未交付の額があるときは、算出した取消額から未交付額を引いた額の返還を命じるものとする。

(3) 賃借型企业立地において一括交付する場合

別表 3 により算出した交付決定額に、規則第 13 条に定める継続義務年数から規則第 14 条第 2 項及び第 3 項各号の取消し事由に該当するまでの期間を引いた年数を継続義務年数で除して得た割合を乗じた額を取り消すものとし、その取消額の返還を命じるものとする。

(4) 賃借型企业立地において分割交付する場合

別表 3 により算出した交付決定額に、規則第 13 条に定める継続義務年数から規則第 14 条第 2 項及び第 3 項各号の取消し事由に該当するまでの期間を引いた年数を継続義務年数で除して得た割合を乗じた額を取り消すものとし、その取消額の返還を命じるものとする。ただし、交付決定の一部を取り消す際に、交付決定額のうち交付対象者に未交付の額があるときは、算出した取消額から未交付額を引いた額の返還を命じるものとする。

(5) 賃借型企业立地において複数年交付する場合

別表 3 により算出した各年度の交付決定額の合計額に、規則第 13 条に定める継続義務年数から規則第 14 条第 2 項及び第 3 項各号の取消し事由に該当するまでの期間を引いた年数を継続義務年数で除して得た割合を乗じた額を取り消すものとし、その取消額の返還を命じるものとする。ただし、交付決定の一部を取り消す際に、交付決定額のうち交付対象者に未交付の額があるときは、算出した取消額から未交付額を引いた額の返還を命じるものとする。

(事業の報告：規則第 16 条関係)

第 11 条 交付対象者は、規則第 16 条に規定する福岡市立地交付金交付対象事業報告書(様式第 11 号)による報告の際には、様式 11 号に規定する「関係書類」として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)前年度の営業報告書(貸借対照表, 損益計算書, 利益処分計算書等)

(立入検査等：規則第 17 条関係)

第 12 条 規則第 17 条に基づく立入検査にあたっては、本市が指定する者の同行ができるものとする。

(土地取得額：規則別表第 2 関係)

第 13 条 規則別表第 2 備考第 3 項に規定する「取得に要した額」とは、売約契約書に記載されている土地の売買代金をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、規則別表第 2 備考第 3 項に規定する「取得に要した額」に算入しない。

- (1)土地を購入したときに納める必要がある不動産取得税等の公租公課等
- (2)土地の登記に要する費用
- (3)土地の調査に要する費用
- (4)土地の売買契約に係る仲介手数料
- (5)その他土地の売買に要した諸経費

(建物等取得額：規則別表第 2 関係)

第 14 条 規則別表第 2 備考第 4 項に規定する「取得に要した額」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)建物等の売買契約書に記載されている売買契約代金
- (2)建物等の工事請負契約書等に記載されている工事請負代金
- (3)機械設備の運搬代金
- (4)機械設備の設置代金
- (5)機械設備の試験調整代金
- (6)その他建物等の売買又は工事に要する諸経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、規則別表第 2 備考第 4 項に規定する「取得に要した額」に算入しない。

- (1)建物等を購入したときに納める必要がある不動産取得税等の公租公課等
- (2)建物等の登記に要する費用
- (3)建物の売買契約に係る仲介手数料

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(認定審査)

第 3 条第 2 項については、専門家等からの意見を徴する体制が整うまでの間は、創業・立地推進課長の審査により対応することとする。